

夫婦間の契約

—婚姻・事実婚—

小 川 富 之

1. はじめに

男女の間の契約であっても、それが契約である以上、原則として契約に関する法の適用を受ける事になるが、契約の当事者である男女が婚姻・事実婚の関係にある場合にどのような扱いになるのかについて、手短かに日本の状況を概説する。日本における契約一般については、ここでは特に扱わない。

日本の状況については、制度として夫婦財産制が民法の規定として定められており、婚姻関係にある男女についてはこれが適用になるので、まず、この制度についての解説を行い、事実婚関係にある者については、特に法律の規定が或るわけではないが、これまで判例・学説の積み重ねがあり、この整理を試みる。

2. 夫婦財産制

2.1. 概観

日本の民法では、婚姻をしようとする男女が、自分たちの財産関係につ

* 本稿は、1994年10月17日～22日の日程で、オーストラリアのアデレードで開催された、「第6回ナショナル・ファミリー・ロー・コンフェレンス (Sixth National Family Law Conference)」における英文報告原稿の日本語訳である。

き契約をすることを認める夫婦財産契約の制度と、契約を結ばなかったときに適用される法定財産制度を規定している。日本の法定財産制度は、夫婦それぞれの財産につき管理と帰属が別々とする夫婦別産制が採用されている。婚姻をしようとする男女が、婚姻の届出前に二人の財産につき何らの契約も結ばなかった場合には、法定財産制に従うこととされている。⁽¹⁾婚姻をすると、その効果は当然夫婦の財産にも影響を及ぼすこととなる。日本の民法で規定する夫婦財産制は、婚姻の効果として夫婦間の身分関係に影響を及ぼす強行法規的な性格と、財産関係の私的自治との調整を図っているわけである。つまり、婚姻前に夫婦財産契約の自由を認めるとともに、婚姻後の夫婦財産の安定のため、その契約の変更を制限し、かつ、契約を結ばなかった場合に、あらかじめ民法で規定する法定財産制の適用を受けることとしているのである。この法定財産制は、第二次世界大戦後の改正で、夫婦のそれぞれの経済的独立を基礎とする夫婦別産制が採用されることとなった。

婚姻をしようとする男女は、その合意に基づいて、原則として自由に契約の内容を決定することが出来るが、これは当事者間だけでなく第三者に対しても影響を及ぼすものであり、厳格な方式が求められている。しかしながら、このような夫婦財産契約を結ぶという習慣は日本ではこれまであまり行われておらず、夫婦財産契約が結ばれる例は非常に少なく、今のところ日本全国で年間に数件ある程度である。

夫婦の財産関係については、これまでの婚姻の歴史や社会の形態に応じて、夫婦財産別産制、夫婦財産共有制等の様々な形の夫婦財産制が存在している。このような財産制は、主として婚姻継続中の夫婦間の財産関係についてのものであるが、離婚や死亡による婚姻解消の際の財産処理にも影響を与え、また、第三者に対しても影響を与える重要な問題である。日本では、非常に整備された夫婦財産契約の制度を持ちながら、これまでほとんど利用されてこなかった。しかしながら、今日、婚姻観および家族観が多様化する中、この制度の活用の見直しを図る必要性があるであろう。

2.2. 夫婦財産契約

婚姻をしようとする男女は、民法の規定する夫婦財産制度の内容と異なる契約を結び、それを自分たち以外の者にも対抗することが認められている。しかしながら、契約を結ぶのは自由であるが、その契約内容を対抗するためには婚姻の届出までにその契約を登記しなければならない。⁽²⁾この契約の内容は、後で説明する法定財産制度と異なる内容でなければならない。原則的には、契約の内容は当事者自身が自由に決定するものであり、あらかじめ用意されたいくつかの契約のパターンの中から選択したり、それらを組み合わせたりするものではない。この契約は一般的な契約の要件を備える必要があるのは言うまでもなく、当然、公序良俗に反するものであってはならない。婚姻に付随する契約であるので、その基本的内容である夫婦間の協力・扶助義務を完全に否定するような契約は、婚姻の本質である夫婦の共同生活に反するので無効であると解される。第三者に夫婦財産契約の存在およびその内容を公示し、取引の安全を図り、夫婦の一方が死亡した後に生じる相続問題に関し紛争が生じるのを避けるために、契約を登記することが対抗要件とされている。契約は、夫婦が共同して申請し、所定の手続に基づき夫婦財産契約登記簿に登記をする事とされている。⁽³⁾外国人が夫婦財産契約を結ぶ場合にも登記を対抗要件としていたが、平成元年に削除された。

夫婦財産契約は、婚姻の届出前に行わなければならないが、婚姻中は原則としてその内容の変更は認められない。⁽⁴⁾例外として、夫婦の一方が契約上、財産の管理者になっている場合に、その管理が不相当で財産を危うくしたときには管理者を自分に変更し、その際に共有財産があればその分割を裁判所に請求することが認められている。⁽⁵⁾また、夫婦財産契約中に変更につき取り決めがなされている場合は、それに従って管理者および共有財産の分割が認められるが、その変更が、既に登記されている内容の変更になる場合にも、対抗要件として登記が要求されている。⁽⁶⁾管理失当を理由として家庭裁判所に管理者の変更・共有財産の分割を請求した場合には、その審

判の謄本を登記申請書に添附して変更の登記を行う事になる。⁽⁷⁾あらかじめ夫婦財産契約の中で変更手続を定めていた場合には、それに関する契約書を登記申請書に添附して変更の登記を行う事になる。⁽⁸⁾

2.3. 法定財産制

婚姻をしようとする男女が特に何らの契約も結ばなかった場合、言い換えると、夫婦財産契約が締結されなかった場合には、法定財産制度が適用になる。⁽⁹⁾日本の法定財産制度は、第二次世界大戦以前の旧法では、夫を中心とする管理共通制が採用されていたが、現行法は、原則として夫婦別産制を採用し、夫婦別管理制を採用した。法定財産制度は本稿の主たる目的ではないので詳しい説明は省略するが、簡単にその特色について概説する。

現行法の夫婦別産制は、形式的には、夫婦がそれぞれ自分の財産を所有し、夫婦の対等・男女平等が実現されているように見えるが、一般に主婦婚型の婚姻形態が多く行われている日本の実情から考えると、家事労働をする妻に対する配慮に欠けていると指摘されている。つまり、財産獲得に対する妻の間接的・非財産的貢献が評価されない事になり、実質的には男女の不平等が生じている。離婚の際の財産分与および相続の制度で、ある程度、妻の協力が評価されるようになっているが、⁽¹⁰⁾今後さらに積極的に実質的男女平等を夫婦の財産関係においても実現して行く努力が必要とされるであろう。そこでは、夫婦財産契約の活用を促進するような配慮をするとともに、法定財産制度も、夫婦別産制度を基礎としつつ、妻の家事労働を評価し、夫婦の共同体的性格を基礎とする解釈が要求されるであろう。

日本の法定財産制度は、わずか三カ条で規定されているのみである。夫婦別産制を宣言する特有財産・帰属不明財産の共有推定の規定、⁽¹¹⁾夫婦共同生活の内部関係を定める婚姻費用分担の規定、⁽¹²⁾夫婦の対外的責任を定める日常家事債務の連帯責任についての規定、⁽¹³⁾の三カ条で法定財産制度が構成されている。

3. 事 実 婚

3.1. 概 観

事実婚を表す用語として、日本では一般に内縁という表現が使われている。事実婚とは、社会的には婚姻でありながら、婚姻の届出がないために法的には婚姻とみなされない男女の関係を意味している。明治31年6月21日に、民法第4編および第5編が、制定公布され、第1編、第2編および第3編とあわせて同年7月16日に民法典として施行された。立法者の考えとしては、婚姻の届出により婚姻の成立を認め、届出の無い者については婚姻としては扱わないという考え方をとっていた。しかしながら、現実には届出を出さないものが多く生じ、これをどのように扱うかが大きな問題となっていた。届出を出さない理由は様々であるが、彼らも夫婦としての実質を有しており、何らかの形でその保護を図る必要性が生じていたのである。

3.2. 判例・学説による保護

大審院は、大正4年1月26日に、内縁を婚姻の予約として、正当理由のない解消は債務不履行を構成し、損害賠償責任が生じると判示した⁽¹⁴⁾。さらに、最高裁判所は、昭和33年4月11日に、内縁を婚姻に準じる関係とする、いわゆる準婚理論に立った判決を下した⁽¹⁵⁾。この判決は、当時の学説に従ったものである。この判決により、内縁の不当破棄は民法709条⁽¹⁶⁾の権利侵害にあたり、不法行為を理由として損害賠償が認められることとなり、内縁関係にある配偶者は、民法760条⁽¹⁷⁾の準用により、婚姻費用の分担を請求することが認められた。この準婚理論は、社会法の立法にも影響を与え、この分野では内縁当事者は婚姻関係にある配偶者と同等の扱を受けるようになって行った。

3.3. 事実婚の効果

婚姻の効果のうち、夫婦の共同生活を基礎とする効果は事実婚にも認められる。しかし届出を基礎とする効果は原則として事実婚には認められない。従って、事実婚関係者に認められる効果としては、同居・協力・扶助義務⁽¹⁸⁾、婚姻費用分担義務⁽¹⁹⁾、日常家事債務の連帯責任等⁽²⁰⁾が認められる事になる。

夫婦財産契約については、届出が必要とされるので、事実婚には適用にならない。しかしながら、事実婚関係者が任意に何らかの契約を結んだとすれば、その効果は契約の一般法に委ねられることとなるであろう。従来の考え方では、男女の契約が性交渉を介在する場合には、民法の90条⁽²¹⁾で規定する公序良俗違反として無効とされていた。すでに内縁関係にある者がその解消に際して契約を結ぶことは、公序良俗には反しないと考えられていたが、内縁関係に入ろうとする者又は現在内縁関係にある者が、何らかの契約を結ぶことは公序良俗に反すると考えられていた。この問題についても、今日のように、人々の考え方が多様化している事を考えると、その見直しを図る必要性があるであろう。

4. おわりに

日本の場合は、男女間の契約につき、婚姻関係にあるか事実婚にとどまるかでその扱いを異にしている。しかしながら、事実婚についても、これを婚姻に準じて扱い、夫婦の共同生活から派生する効果は婚姻と同様に扱うのが判例・学説の立場である。従って、事実婚の当事者についてもある程度その間の契約の効果を認めるよう、契約の一般原則の解釈を修正して行く必要性があるであろう。

(注)

(1) 民法755条【夫婦の財産関係】

「夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、

その財産関係は、次の款に定めるところによる。」

(2) 民法756条【夫婦財産契約の対抗要件】

「夫婦が法定財産制度と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。」

(3) 非訟事件手続法118条【夫婦財産契約の登記所】

「夫婦財産契約ノ登記ニ付テハ夫婦ト為ルヘキ者カ夫ノ氏ヲ称スルトキハ夫ト為ルヘキ者、妻ノ氏ヲ称スルトキハ妻ト為ルヘキ者ノ住所地ノ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル」

同119条【登記簿の備置き】

「各登記所ニ法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ」

同123条【夫婦財産契約に関する登記】

「①夫婦財産契約ニ関スル登記ハ契約者双方ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

②申請書ニハ夫婦財産契約書又ハ管理者ノ変更若クハ共有財産ノ分割ニ関スル審判ノ謄本又ハ之ニ関スル契約書ヲ添附スルコトヲ要ス」

同125条【夫婦財産契約に関する登記】

「①不動産登記法第九条、第十一条乃至十三条、第二十条、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第四十九条第一号乃至第九号、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第四百四十九条乃至第五百五十五条、第五百五十七条及び第五百五十七条ノニノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス

②前項ニ定ムルモノノ外夫婦財産契約ニ関スル登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム」

(4) 民法758条【夫婦財産関係の変更】

「① 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後には、これを変更することができない。

② 夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が不当であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家庭裁判所に請求することができる。

③ 共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。」

(5) 民法758条2項・3項、(前出注(4)参照)。

家事審判法9条【審判事項の分類】

1項乙類2号

「民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分」

(6) 民法第759条【同前の対抗要件】

「前条の規定又は契約の結果によって、管理者を変更し、又は共有財産の分割

をしたときは、その登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。」

- (7) 非訟事件手続法第123条第2項、(前出注(3)参照)。
- (8) 非訟事件手続法第123条第2項、(前出注(3)参照)。
- (9) 民法第755条、(前出注(1)参照)。
- (10) 民法第768条【財産分与の請求】

「① 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。

② 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

③ 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。」

同第900条【法定相続分】

「同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。」

- (11) 民法第762条【特有財産、帰属不分明財産の夫婦共有の推定】

「① 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

② 夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。」

- (12) 民法第760条【婚姻費用の分担】

「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。」

- (13) 民法第761条【日常家事による債務の連帯責任】

「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について、連帯してその責に任ずる。但し、第三者に対し責に任じない旨を予告した場合は、この限りでない。」

- (14) 大審院連合部判決、大正4年1月26日、民録21輯49頁。

- (15) 最高裁判所判決，昭和33年4月11日，民集12巻5号789頁。
- (16) 民法第709条【不法行為の一般的要件・効果】
「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」
- (17) 民法第760条，（前出注⁽¹²⁾参照）。
- (18) 民法第752条【同居・扶助の義務】
「夫婦は同居し，互に協力し扶助しなければならない。」
- (19) 民法第760条，（前出注⁽¹²⁾参照）。
- (20) 民法第761条，（前出注⁽¹³⁾参照）。
- (21) 民法第90条【公序良俗違反】
「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」